

令和7年 第9回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年 9月29日（月）午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員

農業委員	7名
農地利用最適化推進委員	6名

農業委員

1番	橋口 昌央	2番	幸妻 正浩	3番	上野 光正
5番	松井 正一郎	6番	永友 薫	7番	坂元 洋子
会長	坂本 弘志				

農地利用最適化推進委員

1番	宮越 美秋	2番	久保田 伸博	3番	山本 浩司
5番	小原 拓也	7番	坂本 幸	8番	加藤 重利

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定（別記のとおり）
- 第3 諸報告
- 第4 議案第46号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第48号 農用地利用集積等促進計画の承認について

5. 事務局職員

事務局長	杉 英樹	事務局長補佐	小澤 宏之
係 長	金城 朋子	主 査	吉田 竜人

(開会 14時00分)

[事務局]

では、会議の進行を坂本会長、よろしくお願ひいたします。

[議長]

それでは、ただいまから令和7年第9回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

本日は、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願ひいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番、永友薰委員、7番、坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日9月29日、月曜日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページを御覧ください。

まず、9月の業務報告について、でございます。

2日から11日まで「農地利用状況調査」を行っていただきました。

詳細については、2ページの中段に書いているとおりの日程で、行っていただいたい形になります。

3日に「農地買入協議（特例事業）」を行っております。

4日から22日まで「高鍋町議会 定例会」が開催され、一般質問で中村議員から会長が質問を受け、答弁しております。

同じく4日に「みやざき農業委員会女性ネットワーク令和7年度総会及び第1回研修会」が予定されておりましたけど、台風等の影響により中止となっております。

総会につきましては、書面議決となりましたので、研修会は、今回は中止ということで、連絡をいただいております。

16日に「農業会議の巡回」が行われております。

9月の総会関係になります。

22日と24日に現地調査を行いまして、本日29日が総会となっております。

総会終了後には、「農業者年金加入推進研修会」と、その後に農業振興公社によります、「農地中間管理機構の事業説明」を行いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、10月の業務計画です。

3日に先ほど話しました、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会の「創立60周年の集い」を開催します。

詳細については、お手元に配付しておりますとおりになります。

県内で、この協議会の連絡協議会が活動しているのは、児湯郡だけということになっているようです。早くから無くなっているところが多いようです。

今回60周年という記念で、協議会全体での行事を計画したところでございます。

22日に、毎年参加をしていただいておりました「農業委員・農地利用最適化推進委員全体研修会」が宮崎で開催されますけども、翌日から高鍋町独自での先進地視察研修を計画しておりますので、今回は全員不参加という形でとつております。

23、24日が今言いました「先進地視察研修」になります。

行き先は、鹿児島県鹿屋市の農業委員会と、宮崎県串間市の農業委員会になっております。

詳細の日程等につきましては、担当の吉田から後ほど、お話をあるかと思います。

10月の総会関係ですけども、21日に現地調査で、28日が総会となっております。

総会終了後に「農業経営改善等対策会議」がありますので、よろしくお願ひいたします。

業務報告と計画は、以上です。

続いて、県進達経過報告をいたします。

令和7年8月28日、木曜日、農業委員会総会承認分です。

農地法第5条申請、譲受人、〇〇〇〇と譲渡人、〇〇〇〇の駐車場、資材置場、家庭菜園の件は、9月10日付けで許可となっています。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」につきましては

1番 所在 大字〇〇字〇〇* * * *番

田 651m² ほか2筆 計1, 421m²

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

の1件で、所有権移転による相続となっております。以上です。

5ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による合意解約の通知について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇* * * *番* 畑 ほか2筆

貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

借受人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇* * * *番* 畑 ほか2筆

貸付人 〇〇〇〇

借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇* * * *番* 田 ほか1筆

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

6ページになります。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇* * * *番 畑

貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

借受人 〇〇〇〇

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇* * * *番* 田 ほか1筆

貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

借受人 〇〇〇〇

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊ 田 ほか1筆
貸付人 ○〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 ○〇〇〇

8ページになります。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番 畑
貸付人 ○〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして、9ページになります。

「農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の合意解約届出書について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番 畑
貸付人 ○〇〇〇
借受人 ○〇〇〇

以上です。

〔議長〕

ただいまの報告、2ページから9ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第46号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申出について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

10ページをお開きください。

議案第46号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和7年8月21日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○* * * *番* 田 913m² ほか2筆

2番 令和7年8月29日 売渡し及び貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○* * * *番*

田 1, 092m² ほか2筆

3番 令和7年9月4日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○* * * *番 畑 1, 228m²

申し出のそれぞれの地図について、11ページから20ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 貸渡し申し出 担当委員 3番 山本 浩司 推進委員
順番委員 1番 宮越 美秋 推進委員

2番 売渡し及び貸渡し申し出 担当委員 2番 久保田伸博 推進委員
順番委員 7番 坂本 幸 推進委員

3番 売渡し申し出 担当委員 8番 加藤 重利 推進委員
順番委員 5番 小原 拓也 推進委員

よろしくお願いします。

日程番号5、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、21ページをお開きください。

議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 所有権移転 無償

所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畠 5, 416m² ほか2筆 計10, 836m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。7番、説明します。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの無償の所有権移転です。

現地は、〇〇から〇〇を右折して高架下を過ぎ、直進した左側に〇〇が栽培されている畠です。

申請地の目的は、〇〇〇〇さんが高齢になり、〇〇〇〇さんに農業経営の改善、維持、拡大のため贈与されるということです。

〇〇〇〇さんは、主に〇〇において、水稻、〇〇を栽培されていて、農業に従事しており、今後支障はないと思われます。以上、説明を終わります。

[議長]

推進委員から補足するございましたらお願いします。

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい、5番。

坂元委員の意見に、付け加えることはありません。以上です。

[議長]

事務局から補足するございましたらお願いします。

[事務局]

はい、29ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 所有権移転 無償

所在 大字〇〇字〇〇* * * *番*

田 1, 993m² ほか9筆 計26, 792m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2つの区域に跨っていますが、代表して説明をお願いいたします。

6番。

[6番]

はい。6番、説明いたします。

先ほど会長から説明がありましたとおり、大字〇〇字〇〇* * * *番*、 * * * *番*に関しましても、私の方で説明させていただきます。
譲渡人、〇〇〇〇さんから、譲受人、〇〇〇〇さんへの農地法第3条による

所有権移転の申請です。

申請地は、高鍋町大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊、ほか9筆で、面積は合計26, 792m²となっています。

場所に関しましては、31ページから39ページにかけて、字図や地番図が付いておりますので、御確認ください。

譲渡人の〇〇〇〇さんは、100歳と御高齢で、息子である〇〇〇〇さんへの親子間での贈与であり、無償となっております。

〇〇〇〇さんは、主に〇〇地区で水稻や露地野菜を栽培されており、まだまだ意欲的に農業をされています。

申請地は、これまでも〇〇〇〇さんがきれいに耕作されていて、現状も現地を確認して回りましたが、田に関しては水稻やWCSの後が、少し草が生えてはいましたが、きちんと耕運されていました。畑に関しても、きれいに耕運されていました。

以上のことから、この申請に関しまして、特に問題はないと考えられます。説明は以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願ひします。

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。永友委員の説明に、補足することはございません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願ひします。

[事務局]

はい、40ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第48号「農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、41ページになります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇* * * *番 畑 8, 052m²

譲渡人 ○〇〇〇

譲受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、宮崎県農業振興公社さんへの有償移転です。

これは、県の農業振興公社さんの特例事業、分割タイプとなります。

所有者の農地を公社が買入れ、買い手が分割払いにより購入します。

申請地は、〇〇から〇〇方面へ500m行くと、町境の看板があり、その十字路を左折して7、800mぐらい行くと、左手に〇〇の〇〇があります。そこを右折して80m行き、そこを左折100mぐらい行った右手の農地になります。

現地を確認したところ、〇〇が植えてありました。

価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって1番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、貸借権設定です。

1番から2番まで2件の案件につきましては、受け人が小原拓也推進委員、本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、小原拓也推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

小原拓也推進委員は、退室をお願いします。

【小原拓也推進委員 退室】

それでは、1番から2番まで2件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することいたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、42ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 ほか30筆 計57, 173. 72 m²

渡し人 ○〇〇〇

受け人 小原 拓也

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

区域が違いますので、それぞれで説明をお願いします。

最初に推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

農地中間による貸借権の設定です。

○○○○さんから、公社を介して小原拓也さんに親子間での使用貸借の契約です。

小原さんは、水稻、甘藷、ゴボウ、干し大根などを生産されている認定農業者です。

まず、○○○○*****番*、304m²、ほか7筆で2, 641m²から説明します。

申請地は、○○線の県道を○○方面に向かうと、○○から100mぐらいのところに、○○に架かる○○橋があります。渡るとすぐ右側に、周りを田んぼに囲まれた○○があり、そこから西に140mから150mぐらいのところの田んぼです。

現地は、収穫後の雑草が生えていました。

期間は5年で、賃料は発生していません。以上です。

次に、○○字○○*****番*の1, 603m²、ほか3筆の田んぼです。

申請地は、○○から○○線を○○方面に向かうと、宮交のバス停があります。その前から南西に広がる田んぼです。

現地を確認したところ、再生不能と思われる荒れ地でした。

使用貸借により、賃料は発生していません。

期間は5年です。以上です。

[議長]

続きまして、7 番。

[7 番]

はい。7 番、説明します。

○○○○さんから、公社を通して小原拓也さんへの親子間での使用貸借契約です。

場所は、○○、○○、○○です。

大字○○字○○*****番*から*****番*の6筆は、○○線の○○を北

へ20m入ったところにまとまっており、甘藷が植えてありました。

大字○○字○○＊＊＊＊番＊と＊＊＊＊番＊の2筆は、○○線沿いの○○から東へ10m、道路から下がった田んぼで、水稻が収穫された後でした。

大字○○＊＊＊＊番＊から＊＊＊＊番＊の8筆は、○○線から○○の反対方向、南へ100m、小原拓也さんの家の周りにあり、苗床がありました。

大字○○＊＊＊＊番＊から＊＊＊＊番＊の3筆は、○○線沿いにある○○の反対方向、南へ30m進んだところに3筆あります。

甘藷が植えてありました。

小原さんは、甘藷、ゴボウ、大根などを生産される認定農業者です。

期間は5年で、金額は親子間なので無償です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、44ページをお開きください。

2番 農地の所在 大字○○字○○＊＊＊＊番

畠 ほか2筆 10, 101m²

渡し人 ○○○○

受け人 小原 拓也

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。7番、説明します。

○○○○さんから、公社を通して小原拓也さんへの親子間での使用貸借です。

場所は○○、○○です。

現地は、○○へ向かう道路を○○に向かい、○○の下の道路を東へ50mのところに、○○＊＊＊＊番が1筆、そこから100m東へ進んだところに＊＊＊＊番＊と＊＊＊＊番＊、2筆が1枚になってあります。

ロータリーがかけてありました。

期間は5年で、金額は親子間なので無償です。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[5番]

いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[5番]

1番の案件で、字○○＊＊＊＊番＊、現況が宅地になっていますが、現在も宅地の状態なのでしょうか。

[事務局]

登記簿が宅地で、現況が畠です。
別に問題ないです。

[5番]

分かりました。

[議長]

そのほか、何か質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から2番まで2件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から2番まで2件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって1番から2番まで2件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

小原拓也推進委員は、席へお戻りください。

【小原拓也推進委員 入室】

それでは、次の3番から13番まで11件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊ 畦 899m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの公社を介しての継続のための賃借再契約です。

申請地は、〇〇から左に行きますと、〇〇があります。そこから南に300mぐらい行くと突き当たりになり、左角の農地になります。

〇〇〇〇さんは、白菜、キャベツ、水稻などを生産される認定農業者です。

現地を確認したところ、少し草が生えていましたが、耕運してありました。

期間は5年で、賃借料は10a当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番
田 ほか3筆 計1, 313m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 7番。

[推進委員 7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんに前回契約の終期に伴う継続の賃貸借の申請ですが、未相続農地であり、相続人代表の〇〇〇〇さんとの契約です。

申請地は、〇〇の県道を〇〇方面に向かうと、〇〇に架かる〇〇橋があり、渡った右側に〇〇があり、すぐ北側に大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊、ほか1筆。

そこから北に10mぐらいのところに〇〇字〇〇＊＊＊＊番から＊＊＊＊番の田んぼがありました。

いずれもロータリーがかけてありました。

期間は5年で、10a当たり糲で〇〇kgです。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊
田 ほか14筆 計6, 344m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。 7 番、 説明いたします。

○○○○さんから、 公社を介して○○○○さんへの賃貸借の契約です。

○○○○さんは、 水稲、 甘藷などを生産されている認定農業者です。

申請地は、 ○○に架かる○○橋を西に渡った右側に、 田んぼに囲まれた○○があります。 その周りに広がる○○字○○* * * *番*、 185 m²、 ほか14筆で6, 344 m²の田んぼです。

現地を確認したところ、 きれいにロータリーがかけてありました。

期間は5年で、 年間10a当たり○○○○円です。 以上です。

[議長]

6 番の案件について、 事務局より議案の説明お願いします。

[事務局]

6 番 農地の所在 大字○○字○○* * * *番

田 ほか1筆 計2, 741 m²

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。 7 番、 説明いたします。

○○○○さんから、 公社を介して○○○○さんへ賃貸借の契約です。

○○○○さんは、 飼料作物、 千切り大根、 ナスなど生産されています。

申請地は、 ○○の前の県道を東に進むこと、 ○○に架かる○○橋があります。 橋を渡ったすぐ南に入る農道があり、 進むこと180mぐらいのところの右側に広がる2筆の田んぼです。

草が刈ってありました。

手前は全部、○○○○さんが飼料稻を植えて作っておられます。
期間は5年で、年間10a当たり○○○○円です。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7番 農地の所在 大字○○字○○* * * *番 畑 1, 403m²
渡し人 ○○○○
受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

○○○○さんから、公社を介して○○○○へ終期に伴う継続での賃貸借の契約です。

○○○○さんは、○○を生産されている認定農業者です。

申請地は、○○の工場の前の町道を東に進むと、北に向かう農道があり、進むこと100mぐらいの右側です。○○の一角の1枚です。

○○が植えてありました。

期間は5年で、年間10a当たり○○○○円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8番 農地の所在 大字○○字○○* * * *番* 田 916m²
渡し人 ○○○○
受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。 1 番、 説明します。

○○○○さん、 ほか 2 名から、 ○○○○さんへの公社から農地中間管理機構を使っての利用権貸借です。

申請地は、 ○○交差点の左側に農道がございます。すぐ隣は○○なのですけども、 そこの間を○○に向けて 300m ほど行ったところの左側に大排水があるのですけども、 それを間に入れた左側にございます。すぐ堤防下になるのですけども、 現状は草が生えていました。

○○○○さんは、 水稲、 飼料稲などを栽培される認定農業者でございます。

期間は 5 年で、 賃借料は 10a 当たり ○○○○円 だそうです。以上です。

[議長]

9 番の案件について、 事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、 48 ページになります。

9 番 農地の所在 大字○○字○○* * * * 番*

田 ほか 1 筆 計 11, 054 m²

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。 3 番、 説明いたします。

○○○○さんから、 公社を介して ○○○○さんへの前回契約の終期に伴う継続案件で、 賃貸借契約です。

○○○○さんは、 水稲、 ○○、 白菜、 キャベツなどを生産されています。

申請地の * * * * 番* は、 ○○の五差路を ○○ 方面へ向かって、 1 つ目を左

折して、右側の2枚目の農地です。

* * * * 番は、○○の坂をずっと上って行き、上りきる直前に右折して入った先にある農地です。

現地を確認したところ、* * * * 番は奥の方に○○が植えてあり、手前の方は耕運されていました。

* * * * 番*は、稻刈り後そのままで、少し草が伸びている状態でした。

期間が5年で、10a当たり○○○円のことです。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10番 農地の所在 大字○○字○○* * * * 番*
畠 ほか2筆 計9, 646m²
渡し人 ○○○○
受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

○○○○さんから、公社を介して○○○○さんへの前回契約の終期に伴う継続案件で、賃貸借契約です。

申請地は、○○と○○の間に並んで3筆ある農地です。

現地を確認したところ、一部にサトイモ、ナス、ショウガ、ミニトマトが植えられており、そのほかは耕運してありました。

期間は5年で、10a当たり○○○円のことです。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番
畠 ほか1筆 計4, 000m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの前回契約の終期に伴う継続案件で、賃貸借契約です。

申請地は、〇〇から東へ700m進み、突き当たりを右折し250m先を右折、100mほど進んだ左側の農地とその西隣にある農地です。

現地を確認したところ、キャベツが植えられているところと、耕運されていなかったところがありました。

期間が5年で、10a当たり〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番
畠 3, 345m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員 3 番]

はい。3番、説明いたします。

○○○○さんから、公社を介して○○○○さんへの賃貸借契約です。

○○○○さんは、キャベツ、白菜などを生産される認定農業者です。

申請地は、○○線を○○方面へ坂を上って行き、右側の民家手前を右折しうる右折、そのまま道なりに進み2つ目の筋道を左折して、左側3枚目の農地です。

現地を確認したところ、キャベツが植えられていました。

期間は5年で、10a当たり○○○○円とのことです。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

13番 農地の所在 大字○○字○○* * * *番 畑 8, 122m²

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3番、説明いたします。

公社から、○○○○さんへの賃貸借契約です。

この案件は、農地中間での利用権設定がされていた案件の、耕作者変更です。

○○○○さんの農地を、○○○○さんが耕作します。

申請地は、先ほどの○○○○さんの農地の東隣の農地です。

現地を確認したところ、キャベツが植えられていました。

期間は5年で、10a当たり○○○○円とのことです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございま

せんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

3番から13番まで11件の案件について、一括して採決することといたします。

3番から13番まで11件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって3番から13番まで11件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、一般社団法人全国農業会議所より、農業委員会の法令遵守の実施及び今後の対応について、依頼がきております。

誠に遺憾なことではありますが、今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕、起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が、続けて発生しております。

行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

全国農業委員会会長大会では、令和2年以降毎年、全国組織運動の申し合わせで、鋼紀保持の取り組みの徹底を決議しております。

つきましては、農業委員会の社会的役割の重大さを再認識し、同種の事案が発生しないよう、毎年、総会等において、農業委員会の法令遵守綱紀保持の取り組みの徹底を図る必要があります。

そのために、別紙の「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を読み上げさせていただき、決議に代えさせていただきたいと思います。

それでは、読み上げさせていただきます。

別紙の、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を御覧ください。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理感を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

ただいまの読み上げをもちまして、決議に代えさせていただきます。

令和7年9月29日 高鍋町農業委員会

それでは以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。
これをもちまして、令和7年第9回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 14時52分)